

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

「安定供給の確保を基本として、 後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」

作成：日医工株式会社 MPSグループ

参考資料：2024年9月30日 「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」
2024年9月30日 「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」
2024年6月21日 「経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」
2024年3月14日 社会保障審議会医療保険部会資料1「後発医薬品に係る新目標について」
2023年5月 「バイオシミラーに係る政府方針」

資料No.20241101-2138

本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 本資料は、厚生労働省および関連する部署が発出する資料をもとに作成した資料です。
- 本資料は、自社医薬品の製品プロモーションに係る内容は記載していません。
- 資料中に薬剤の一般名（成分名）が記載される場合がございますが、自社医薬品を意図した記載ではございません。
- 本資料に引用された図などについては、引用元のポリシーなどを遵守し記載しております。
- 引用された資料等で許諾が必要な場合には、所定の手続きを行い許諾を受けております。
- 本資料には、著作権等がございます。
二次使用につきましては、ご相談等、承りますので下記フォームからお問い合わせください。
なお、フォームの送付のみで使用を許諾するものではございませんのでご注意ください。
- 本資料に関するご質問等は、下記フォームからお受けしております。

ご質問等 受付フォーム：

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/inquiries/new>

お手持ちのモバイル機器からも送信できます ⇒



- 2024年9月30日に後発医薬品のロードマップが約11年振りに改訂されました
- 新ロードマップの特徴は、「安定供給の確保を基本としていること」と「バイオシミラーの取組方針を別途作成」し、「後発医薬品産業の在るべき姿も作成予定」であることです

2007年 後発医薬品の安心使用促進のためのアクションプログラム

2013年 後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ

11年ぶりの
改訂

2024年 安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ

(本文)
後発医薬品の取組方針

新

(別添)
バイオ後続品の取組方針

新

(別添)
後発医薬品産業の在るべき姿
(今後追加予定)

①新ロードマップ策定の背景

- ・後発医薬品とバイオ後続品
- ・新ロードマップ策定の背景

②新ロードマップの概要

- ・ロードマップの名称変更と新目標
- ・後発医薬品の取組方針
- ・バイオ後続品の取組方針

①新ロードマップ策定の背景

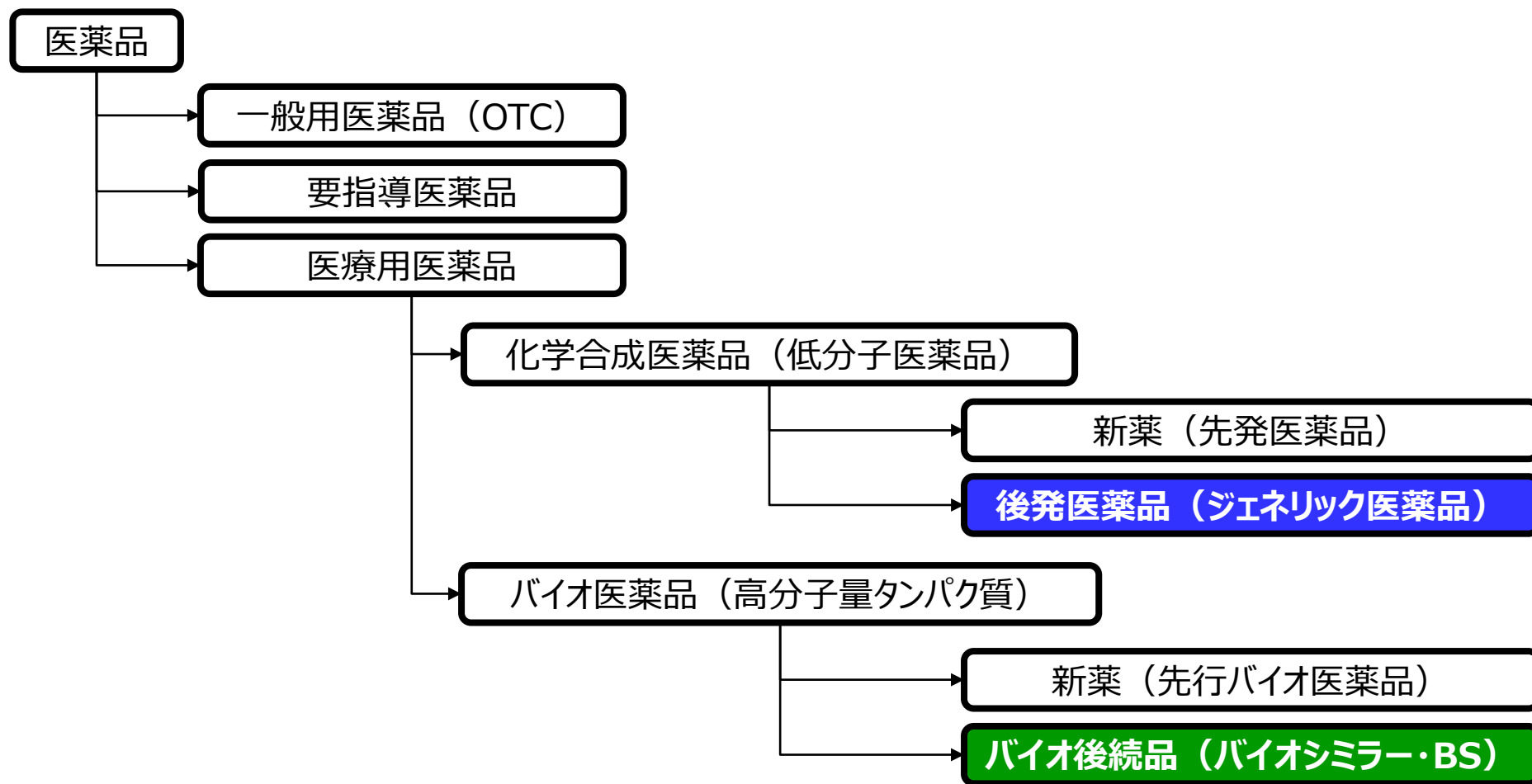
- ・後発医薬品とバイオ後続品
- ・新ロードマップ策定の背景

②新ロードマップの概要

- ・ロードマップの名称変更と新目標
- ・後発医薬品の取組方針
- ・バイオ後続品の取組方針




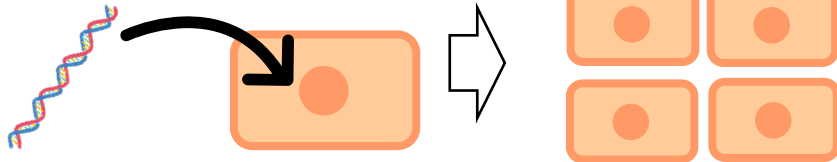
後発医薬品とバイオ後続品

- 後発医薬品もバイオ後続品も病院や診療所、薬局で処方・調剤される医療用医薬品です
- どちらも、先発医薬品の特許期間終了後に承認を受けて発売されるものですが、バイオ後続品は先発医薬品がバイオ医薬品である、という点で後発医薬品とは区別されています



本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- バイオ後続品は構造の大きさや複雑さ、作り方が後発医薬品と異なり、先行医薬品とは全く同じ構造とはならないため、後発医薬品よりも多くの試験が求められています
- バイオ後続品が初めて収載される時の薬価は、先行品医薬品よりも低くなるよう設定されていますが、後発医薬品とは異なるルールで算定されます

	後発医薬品	バイオ後続品
先発/先行医薬品	化学合成医薬品（低分子）	バイオ医薬品（高分子）
構造の大きさ・複雑さのイメージ		
製造方法のイメージ	主に化学合成⇒生産は安定 	細胞の中で生産⇒生産は不安定 
先発/先行医薬品との構造の違い	同一	異なる
臨床試験	生物学的同等性試験	構造の違いが有効性や安全性に影響しない事（先行バイオ医薬品と同等性/同質性があること）を評価する臨床試験が必要
初収載時の薬価（基本ルール）	先発医薬品の100分の50	先行バイオ医薬品の100分の70

本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

①新ロードマップ策定の背景

- ・後発医薬品とバイオ後続品
- ・**新ロードマップ策定の背景**

②新ロードマップの概要

- ・ロードマップの名称変更と新目標
- ・後発医薬品の取組方針
- ・バイオ後続品の取組方針

なぜ国は後発医薬品・バイオ後続品を
促進しているのか

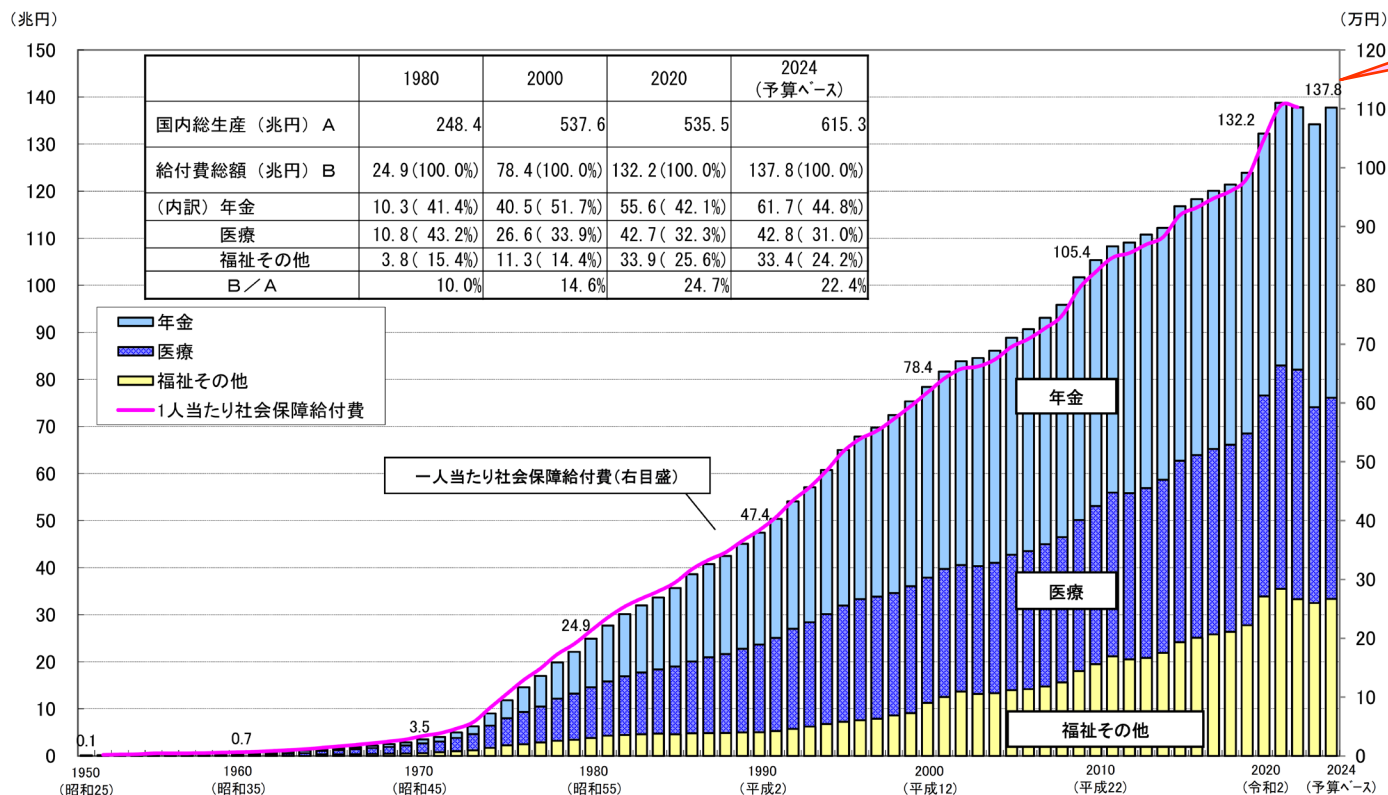
社会保障制度・国民皆保険制度

を継続させるため

なぜ国は後発医薬品・バイオ後続品を促進しているのか

○少子高齢化や医療の高度化などにより、国民1人当たりの社会保障給付費（医療や介護、年金で必要とされる金額）も増加しています

社会保障給付費の推移



2024年度の社会保障給付費総額（予算）は137.8兆円

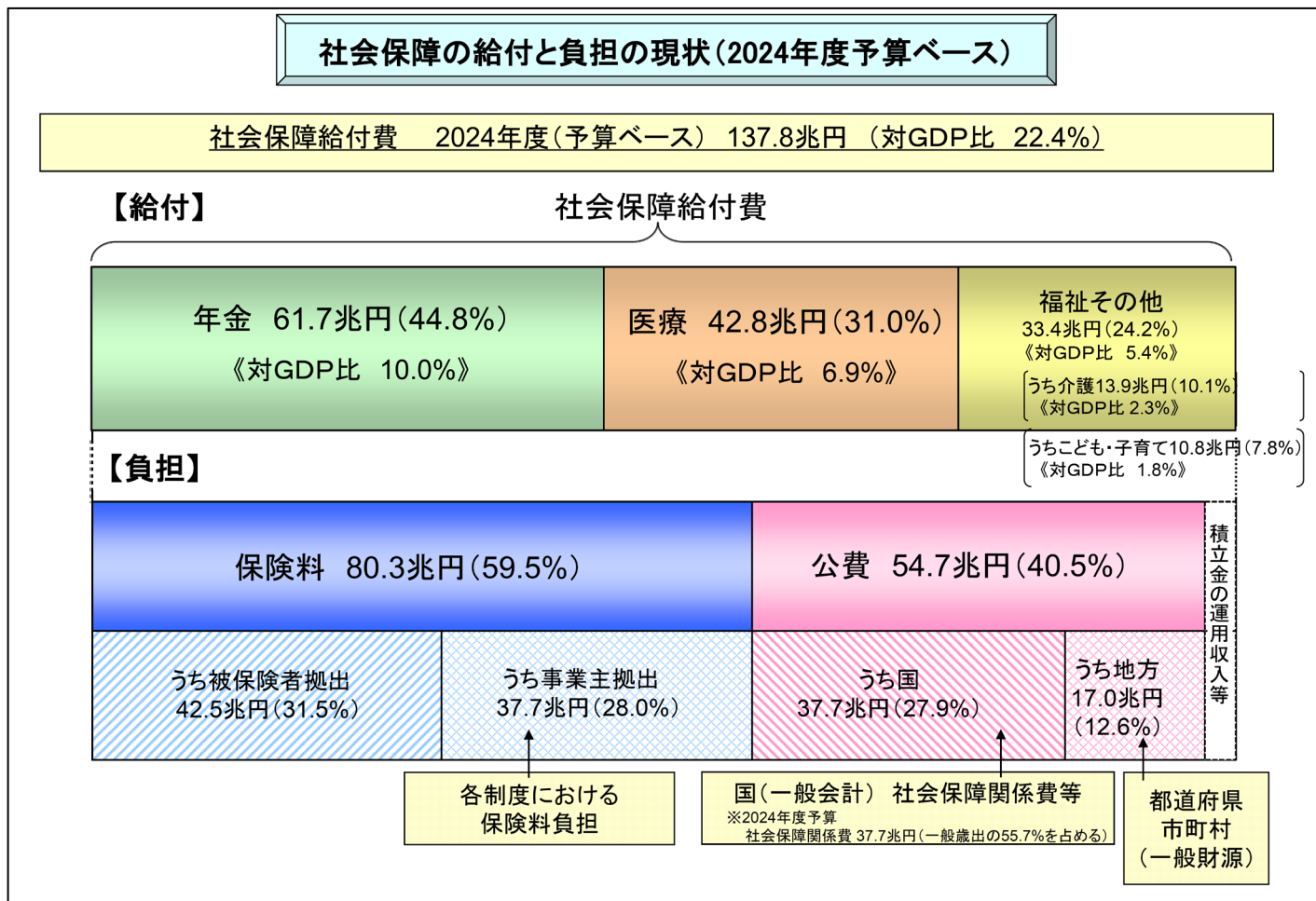
資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和4年度社会保障費用統計」、2023～2024年度（予算ベース）は厚生労働省推計、2024年度の国内総生産は「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和6年1月26日閣議決定）」
 （注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2024年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

（参考）厚生労働省サイト「給付と負担について」（2024年10月29日閲覧）より日医工（株）が抜粋し、加工

本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

なぜ国は後発医薬品・バイオ後続品を促進しているのか

○年金、医療、介護等に支払われる社会保障給付費は、保険料約60%、公費約40%の割合で賄われています

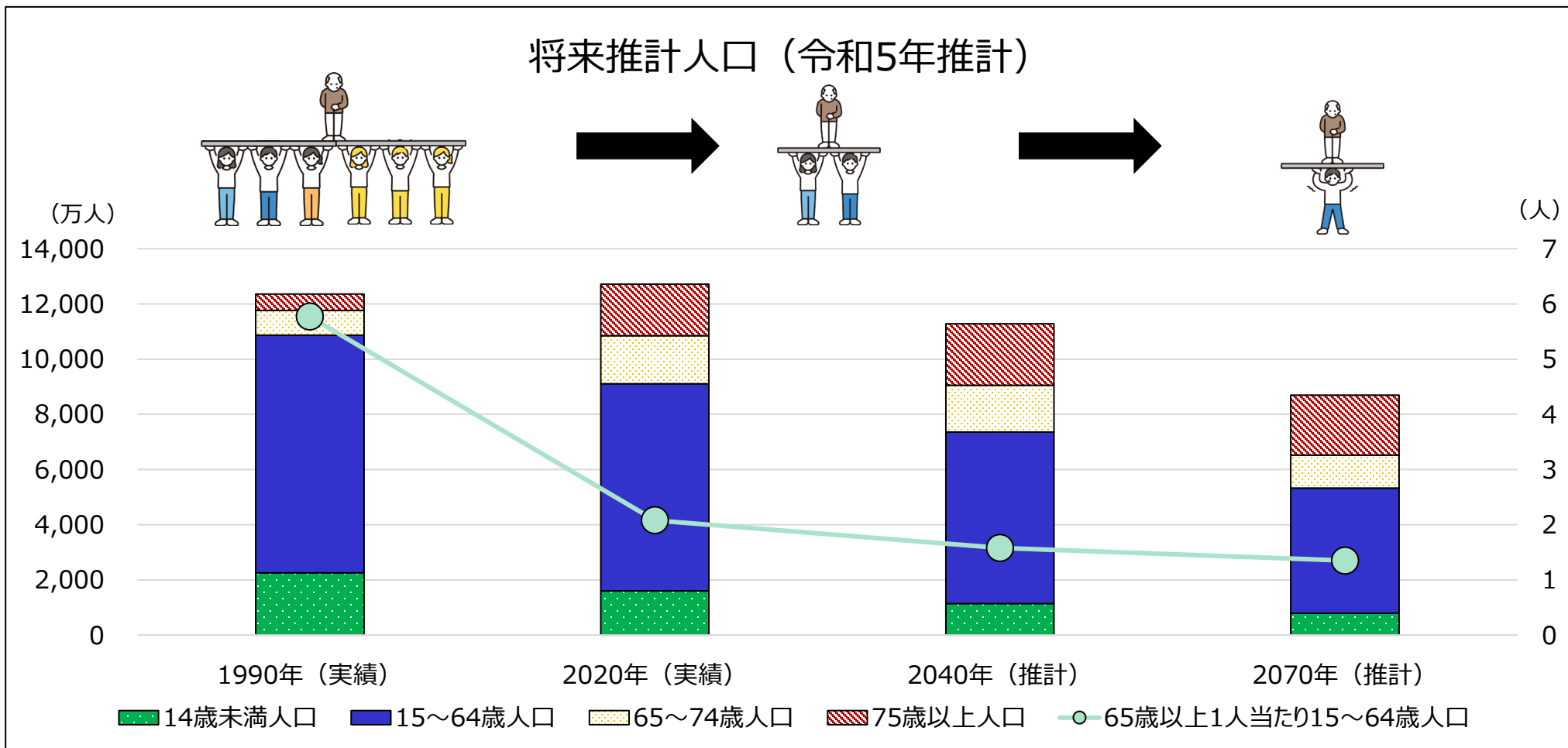


(参考) 厚生労働省サイト「給付と負担について」(2024年10月29日閲覧) より日医工(株)が抜粋し、加工

本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

なぜ国は後発医薬品・バイオ後続品を促進しているのか

○日本の人口は2040年には65歳以上の割合が約35%、2070年には約39%と推計されており、このままの推移では、働き世代1人当たりの負担が今後更に大きくなることが予想され、社会保障制度・国民皆保険制度を維持するための対策が課題とされています



本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

なぜ国は後発医薬品・バイオ後続品を 促進しているのか

- 後発医薬品やバイオ後続品への切替は、薬剤費の削減に貢献することから、医療費の増加を抑制する方策の一つとして推進されています

【第4期医療費適正化計画で掲げられている目標や施策】

高齢者への医療・介護の
効果的・効率的な提供等の
目標設定

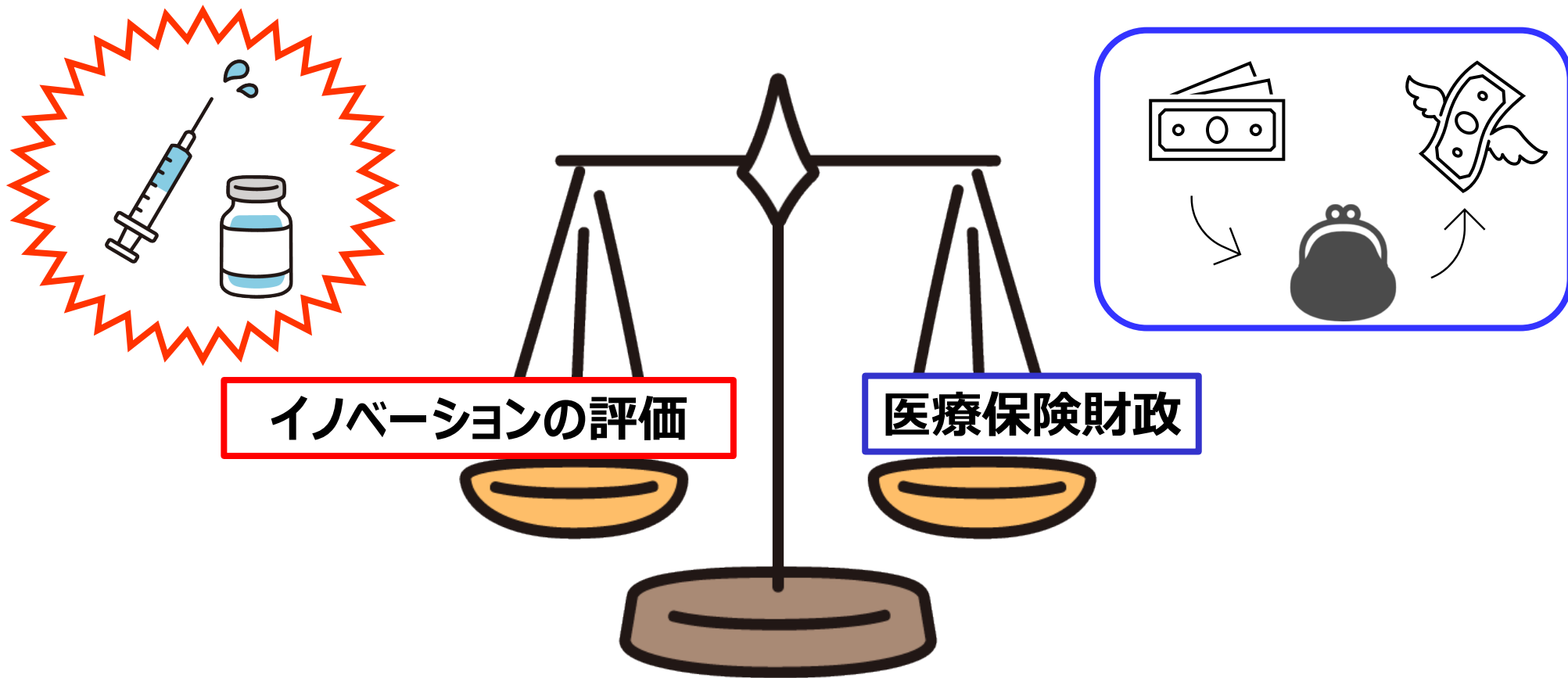
医療資源の効果的・効率的な活用の
目標設定

特定健診・保健指導

重複投薬・多剤投与の適正化

後発医薬品・バイオ後続品の使用促進

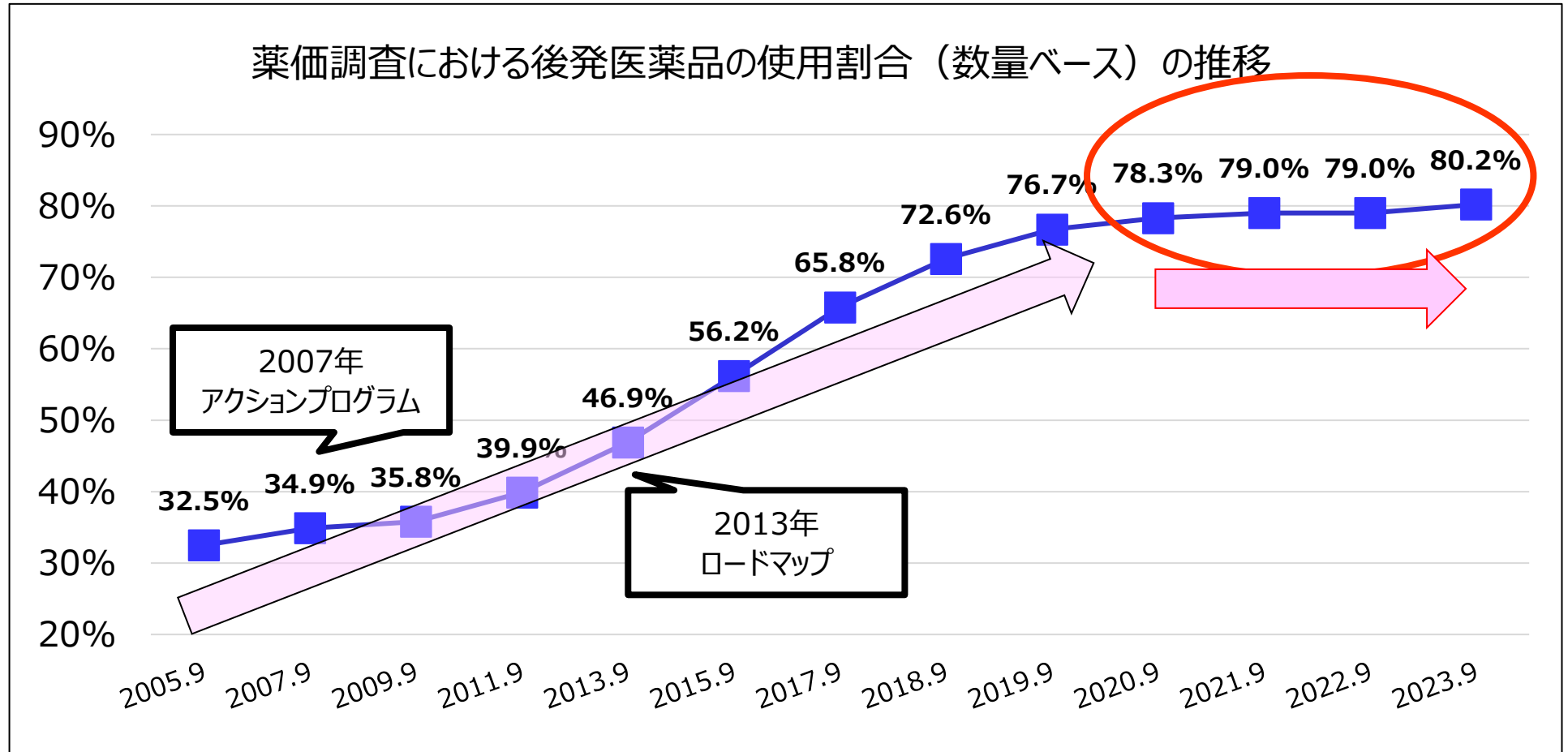
- 国内の創薬力強化に向けて、革新的な医薬品などの開発強化、研究開発型のビジネスモデルへの転換促進が目指されています
- 医療保険財政の中で革新的な医薬品などに対し薬価上の評価を行うためにも、出ていくお金とのバランスを考えなければならないため、このような観点からも後発医薬品やバイオ後続品の促進への取組が必要とされています



○2007年のアクションプログラムでは、後発医薬品を安心して使用していただくための取組、2013年のロードマップではさらなる使用促進のための取組が定められ、目標に向けた取組みが行われてきました

	2007年	2013年
名称	後発医薬品の 安心使用促進 アクションプログラム	後発医薬品の さらなる使用促進 のためのロードマップ
趣旨	患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、その信頼性を高め、使用促進を図る	後発医薬品のさらなる使用を促進する
目標	2012年度までに、 後発医薬品の数量シェア(旧数量シェア)30%以上	2018年3月末までに、 後発医薬品の数量シェア(現行数量シェア)60%以上
国・関係者が行う取組	①安定供給	①安定供給
	②品質確保	②品質に対する信頼性の確保
	③後発品メーカーによる情報提供	③情報提供の方策
	④使用促進に係る環境整備	④使用促進に係る環境整備
	⑤医療保険制度上の事項	⑤医療保険制度上の事項
	⑥計画の実施状況のモニタリング	⑥ロードマップの実施状況のモニタリング
バイオン後続品に特化した記載はなし		

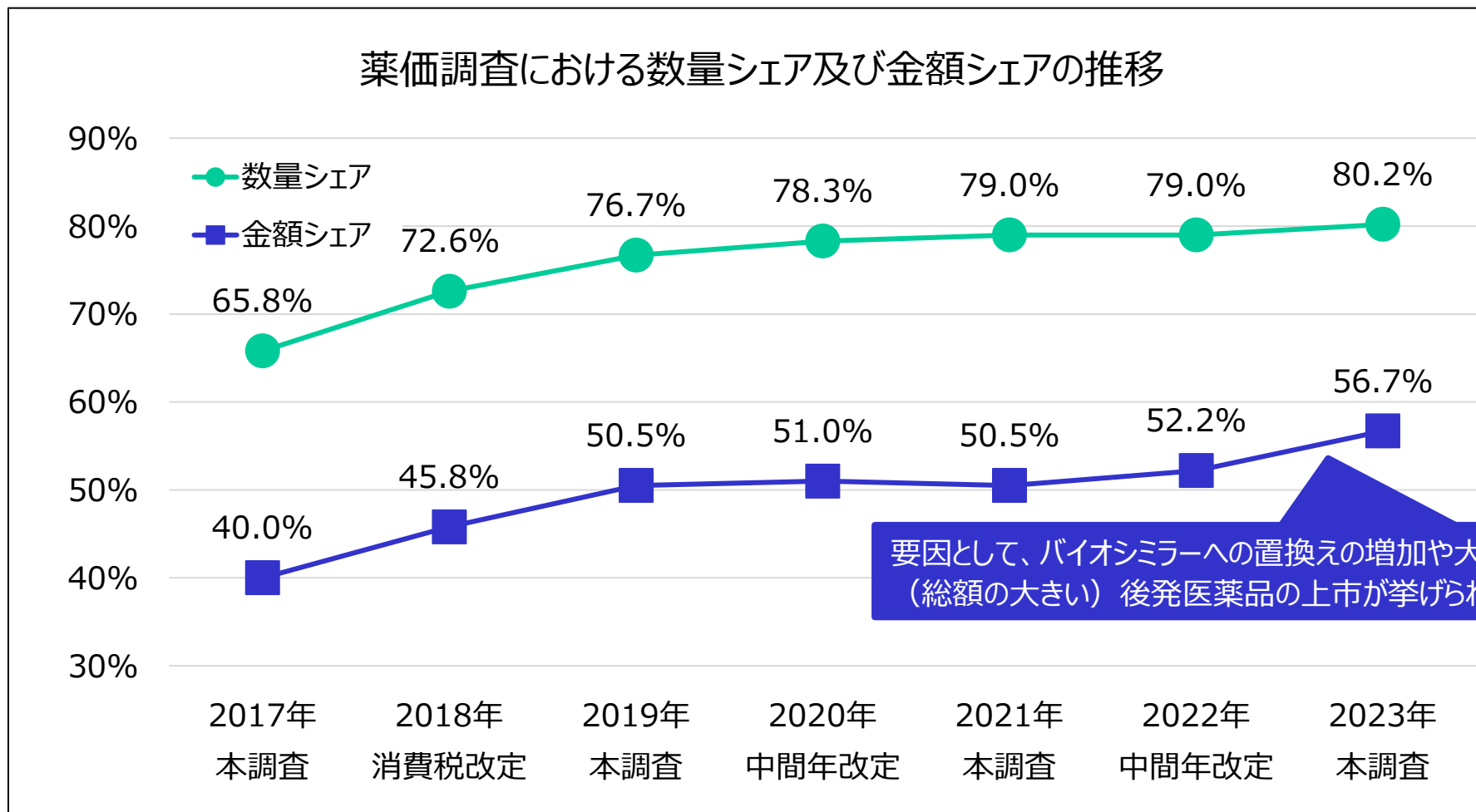
○アクションプログラムやロードマップの取組が進められることで、後発医薬品の使用数量シェアは大きく増加してきましたが、ここ数年は約80%で維持されており、「成長過程」から「成熟過程」に入ってきたと考えられています



(参考) 2024年3月14日社会保障審議会医療保険部会資料をもとに日医工（株）が作成

本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○近年の薬価調査におけるバイオ後続品も含めた後発医薬品の金額シェアを見ると上がり幅が大きくなっており、バイオ後続品への置換えが要因の一つとして挙げられています



(参考) 2024年3月14日社会保障審議会医療保険部会資料をもとに日医工（株）が作成

本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

①新ロードマップ策定の背景

- ・後発医薬品とバイオ後続品
- ・新ロードマップ策定の背景

②新ロードマップの概要

- ・**ロードマップの名称変更と新目標**
- ・後発医薬品の取組方針
- ・バイオ後続品の取組方針

- 2007年はアクションプログラム、2013年はロードマップとし策定され、2024年版もロードマップであることは変わりませんが、名称から「使用促進」がなくなり、「安定供給の確保」「適切に使用」という言葉が追加されています

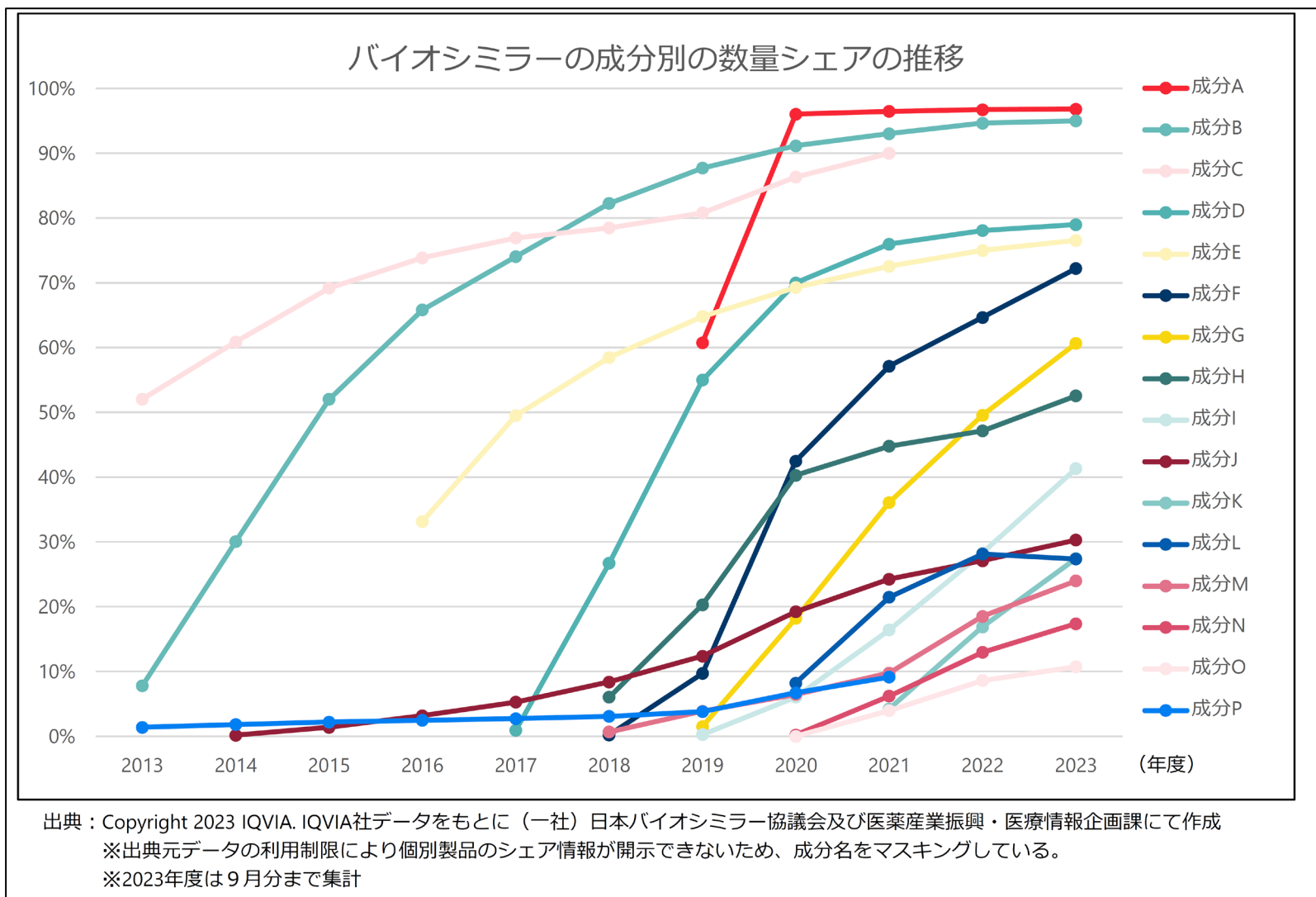
2007年 後発医薬品の安心使用促進のためのアクションプログラム

2013年 後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ

2024年 安定供給の確保を基本として、
後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ

バイオ後続品の成分別使用状況

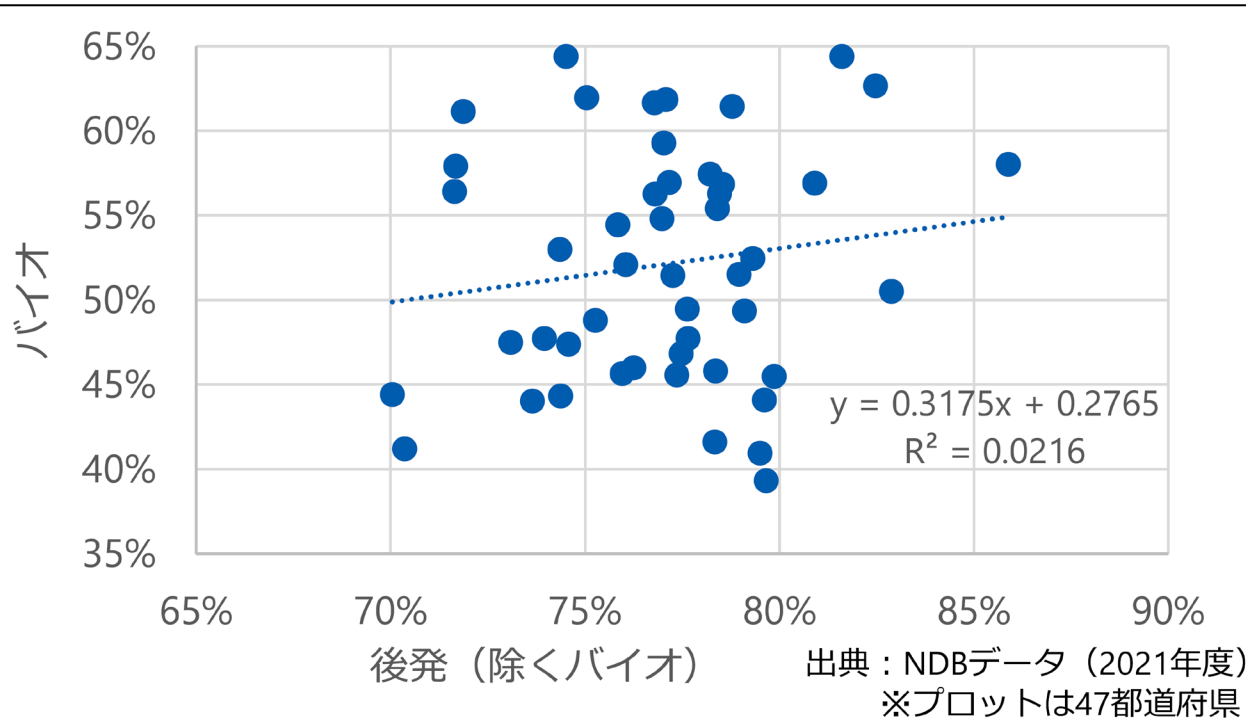
○バイオ後続品の使用状況は薬剤によって大きく異なっていることが示されています



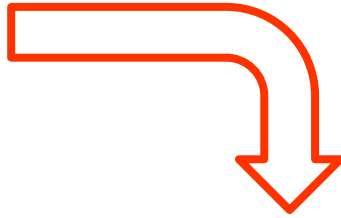
(参考) 2023年11月22日中医協総会資料より日医工（株）が抜粋

本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 後発医薬品の使用が進んでいる地域でもバイオ後続品の使用割合が相対的に低いエリアもあることが示されていたことから、副次目標としてバイオ後続品の目標が新設されました



- ・後発医薬品の使用が進んでいる都道府県においても、バイオ後続品の使用割合が相対的に低い都道府県が見られる。

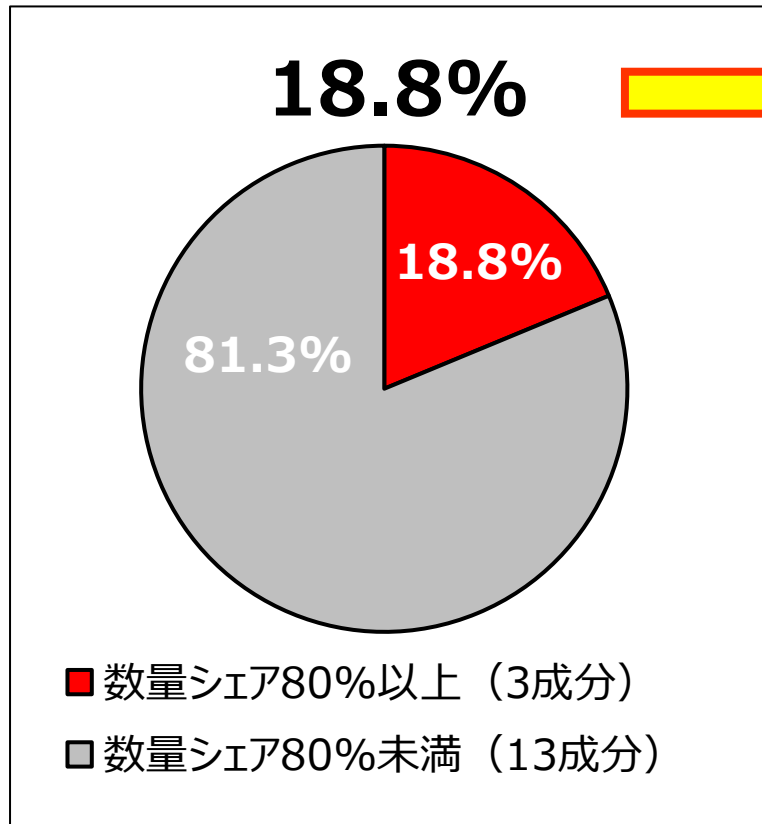


<副次目標①（新規）>
2029年度末までに
バイオ後続品の数量シェアが
80%以上の成分数が
全体の成分数の60%以上

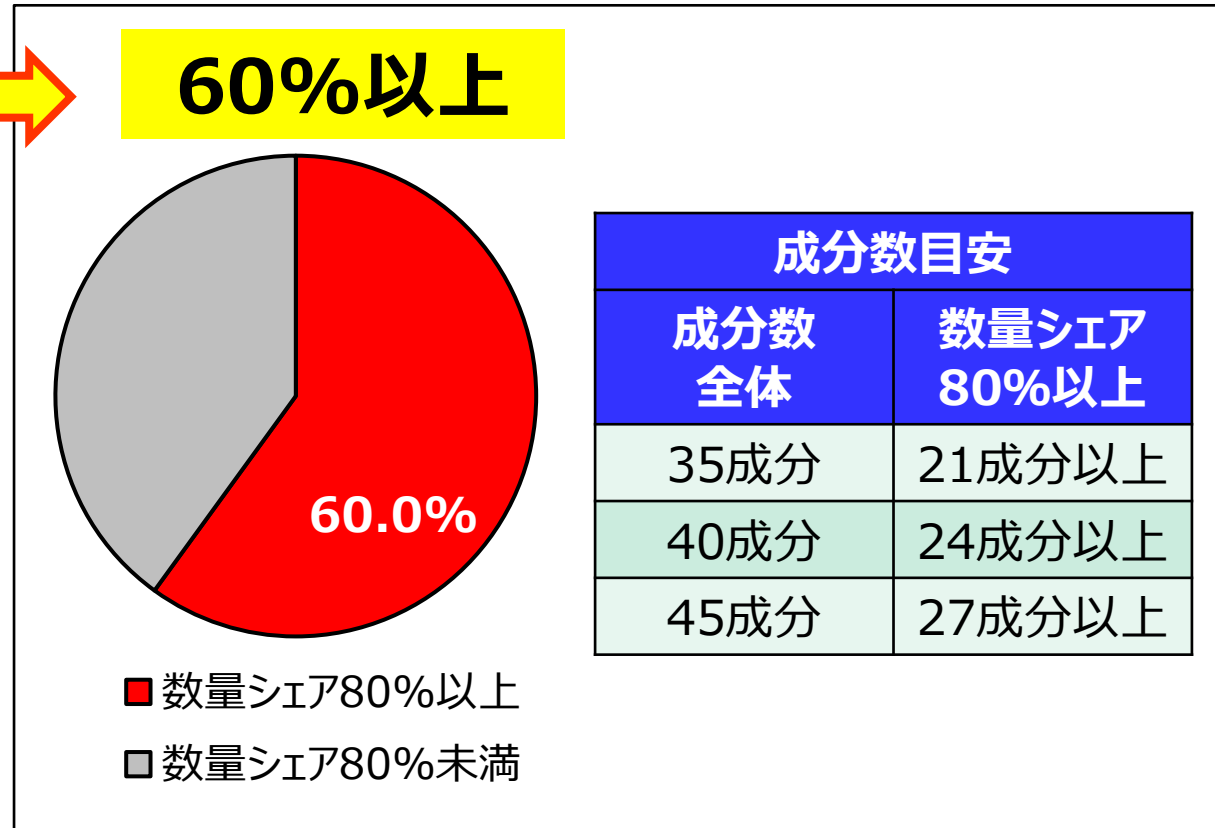
（参考）令和6年3月14日社会保障審議会医療保険部会資料より日医工（株）が抜粋

バイオ後続品の数量シェア80%以上の成分数が 全体の成分数の60%以上

<現状 (2021年) のイメージ>



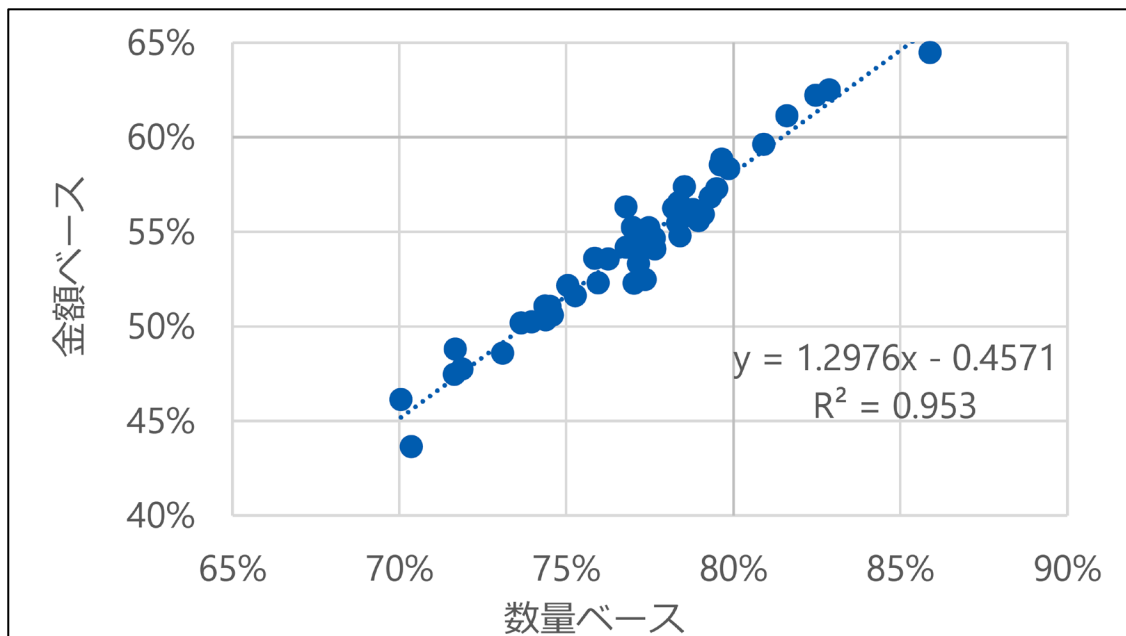
<目標 (2029年度末) のイメージ>



本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

○後発医薬品の数量シェアと金額シェアの相関を都道府県別に見ると、数量ベースで最も使用割合の高いエリアでも金額ベースでは65%に達していないことなどから、副次目標として金額シェアの目標値が設定されました

【都道府県別後発医薬品数量ベースと金額ベースの相関】
 (出典：2021年度NDBデータ)



<副次目標②（新規）>
2029年度末までに
後発医薬品の金額シェアを65%以上

- 数量ベースでの使用割合と金額ベースでの使用割合は正の相関関係にある。
- 数量ベースでの使用割合が80%に達成していても、金額ベースでは、最も高い沖縄県でも65%に達していない。

(参考) 令和6年3月14日社会保障審議会医療保険部会資料より日医工（株）が抜粋

本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

①新ロードマップ策定の背景

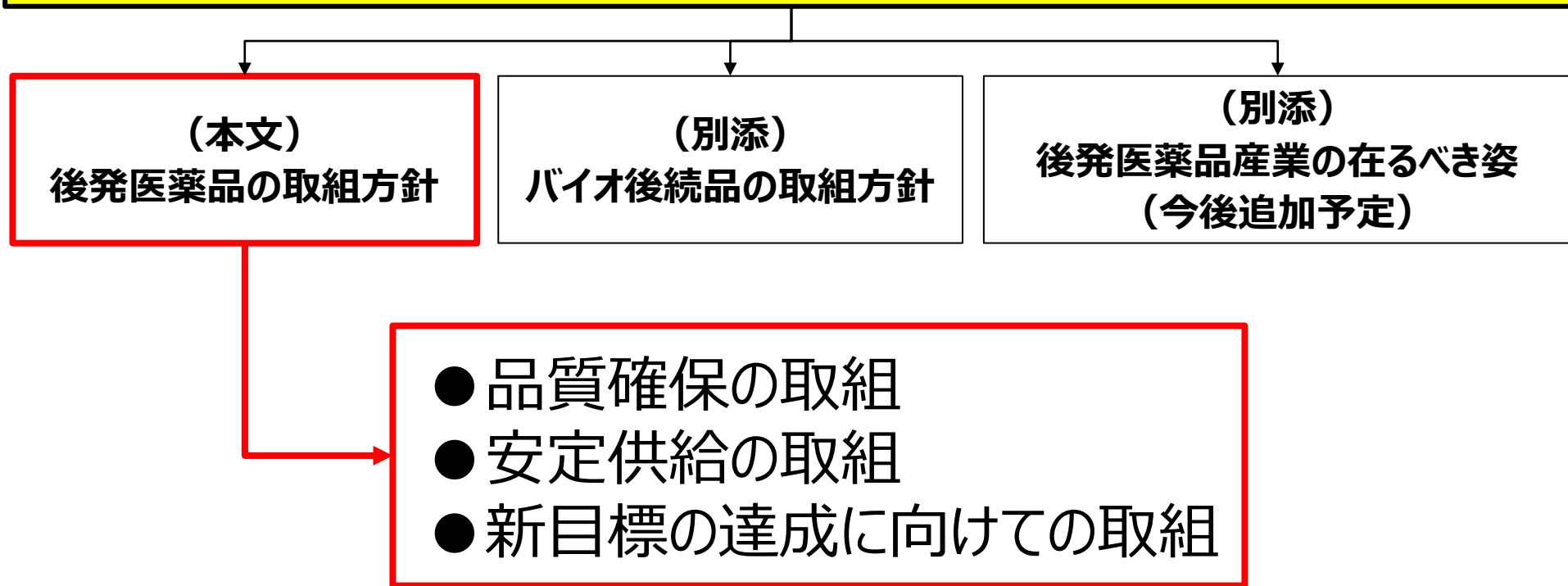
- ・後発医薬品とバイオ後続品
- ・新ロードマップ策定の背景

②新ロードマップの概要

- ・ロードマップの名称変更と新目標
- ・**後発医薬品の取組方針**
- ・バイオ後続品の取組方針

- 新ロードマップでは、「後発医薬品の取組方針」「バイオ後続品の取組方針」「後発医薬品産業の在るべき姿」に分けて策定されています
- 「後発医薬品の取組方針」では「品質確保」「安定供給」「新目標の達成」に対する取組が盛り込まれています

2024年 安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ



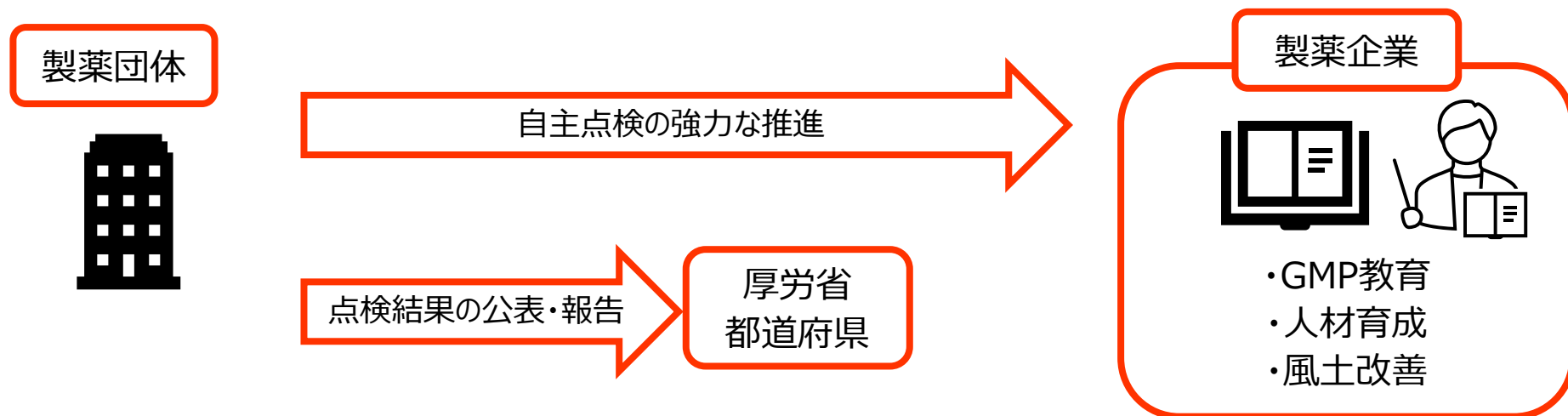
○後発医薬品の品質の確保について、国や都道府県は合同無通告立入検査や、薬事監視情報の共有を新規の取組として行います

○品質確保に係る取組	
国	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉監視指導の継続（継続） ・合同無通告立入検査（新規・令和5年度開始） ・GMP管理体制強化等事業（継続） ・国と都道府県の薬事監視情報共有（新規・令和6年度開始） ・ジェネリック医薬品バイオシミュラー品質情報検討会の継続（継続）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県における薬事監視の体制の強化（継続） ・製造所における管理体制に係る評価項目の見直し（継続）



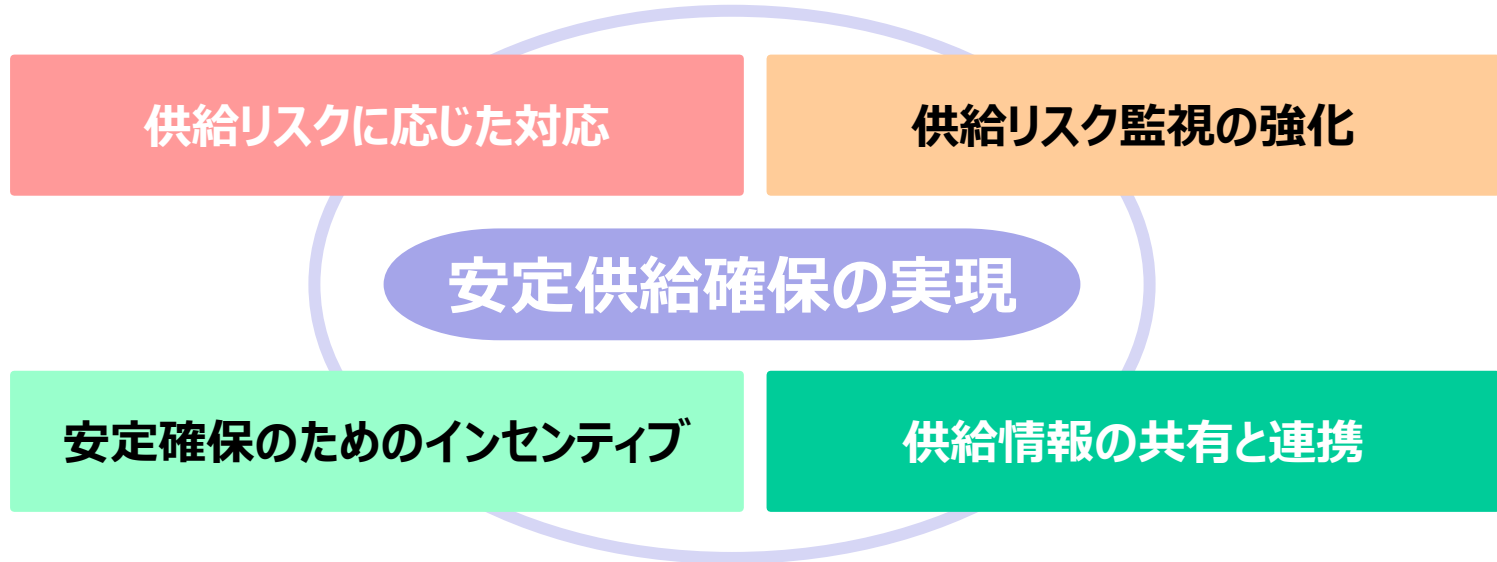
- 製薬団体は、団体同士の連携による自主点検の推進を行い、各メーカーは研修などの人材育成などを通じてガバナンスの強化を行います

○品質確保に係る取組	
企業・団体	<p>（日薬連） （JGA） （メーカー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質に関する点検（新規・令和6年度実施） ・JGA特設サイトでの信頼回復に向けた取組の掲載（継続） ・国の文献調査への協力（継続） ・文献で指摘された品目に対する迅速な対応（継続） ・ガバナンスの強化（新規・令和6年度開始）



- 安定供給に関する取組として、「供給リスクに応じた対応」「供給リスク監視の強化」「安定確保のためのインセンティブ」「供給情報の共有と連携」の4つの観点から取組が進められます

＜安定供給確保の実現のための4つの観点＞



○安定供給に係る取組

国	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>供給不安報告および供給状況報告の運用（新規・令和6年度開始）</u> ・<u>後発品の安定供給にかかる企業情報の可視化（新規・令和6年度開始）</u> ・<u>サプライチェーンの強靱化（新規・令和6年度実施）</u> ・<u>安定供給確保に係るマネジメントシステムの確立（新規・令和6年度結論）</u>
---	--

- 国は、平時から医薬品の需給状況を把握し、必要に応じて調整を行い、供給不安が発生した際には解消策を講じるマネジメントシステムの構築を検討しています
- 国が供給不安を迅速に把握するための「供給不安報告」や供給不安発生後の供給状況を把握するための「供給状況報告」は既に運用が開始されています

平時：供給不安発生前

有事：供給不安発生後



- 新目標の達成に向けた国による新たな取組として、使用割合について金額シェアでの見える化が行われ、都道府県では協議会による使用促進策の検討が実施されます
- 医療保険制度上の取組として、2024年10月から始まった長期収載品の選定療養も記載されています

○使用環境の整備に係る取組	
国	<ul style="list-style-type: none"> ・使用割合（数量シェアと金額シェア）の可視化（新規・令和6年度開始） ・後発医薬品利用差額通知等の取組の推進（継続） ・全国医療費適正化計画等における後発医薬品に関する取組の推進（継続）
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県協議会で使用促進策の検討（新規・令和6年度開始） ・都道府県医療費適正化計画における目標や取組の設定等（継続）
保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・差額通知事業の推進（継続）
企業・団体	<ul style="list-style-type: none"> （JGA）・医療関係者、保険者及び国民向けセミナーの実施（継続）
○医療保険制度上の事項に係る取組	
国	<ul style="list-style-type: none"> ・長期収載品の保険給付の見直し（新規・令和6年10月から開始） ・診療報酬上の使用促進の検討（継続）

①新ロードマップ策定の背景

- ・後発医薬品とバイオ後続品
- ・新ロードマップ策定の背景

②新ロードマップの概要

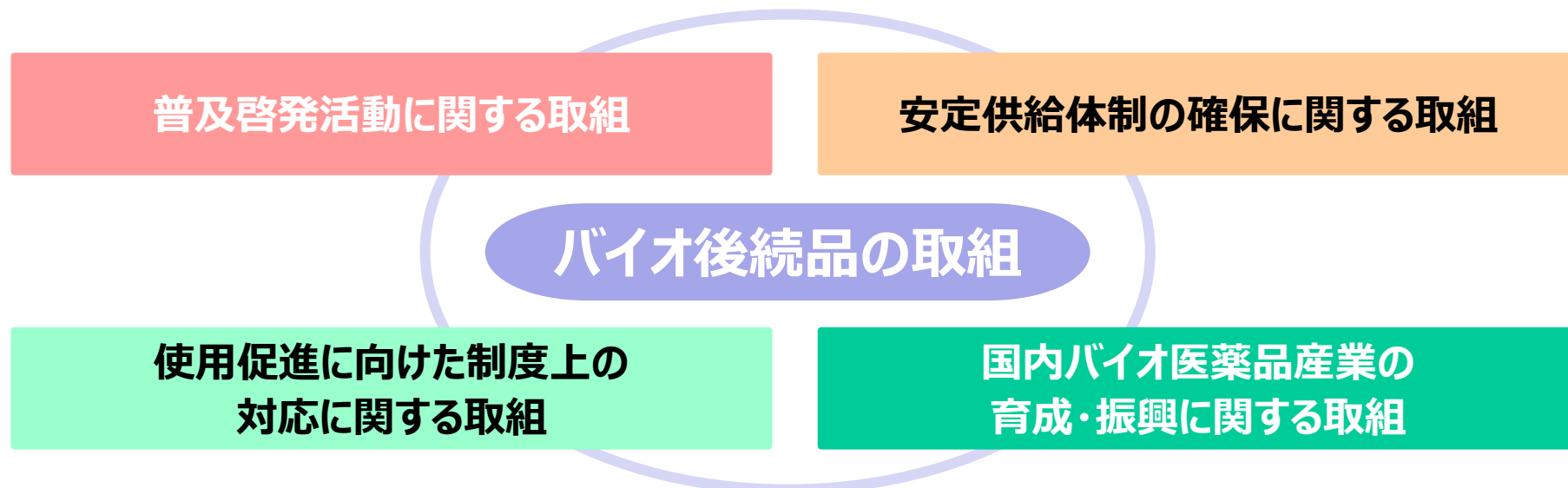
- ・ロードマップの名称変更と新目標
- ・後発医薬品の取組方針
- ・**バイオ後続品の取組方針**

○バイオ後続品を取り巻く環境や課題を踏まえ、取組方針では4つの観点から各関係者が行う取組を掲げています

＜バイオ後続品の課題＞

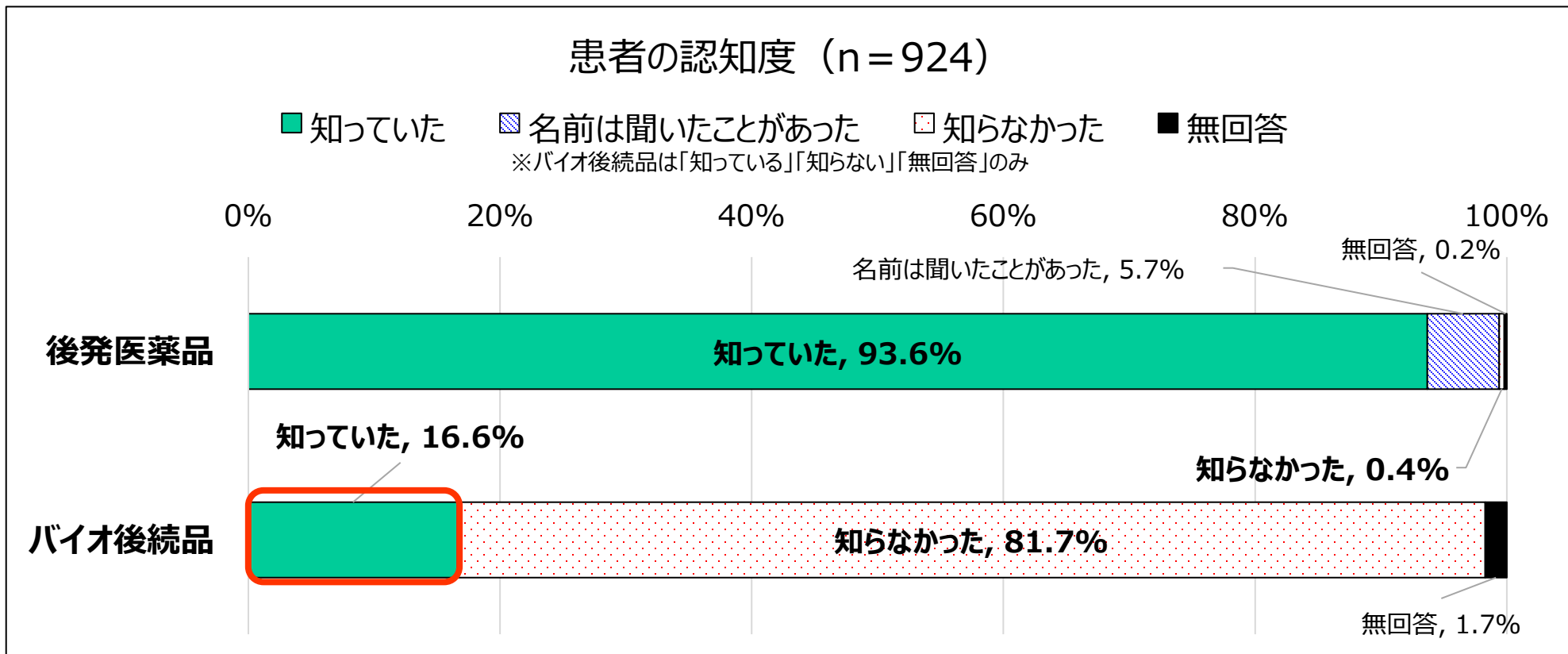
- ・認知度が低い
- ・安定供給の確保
- ・開発上の課題（専門人財や多額の開発・製造費用が必要で、初期投資も膨大）

バイオ後続品の使用促進のための取組方針「新たな目標の達成に向けての具体的な取組」



バイオ後続品の認知度（患者）

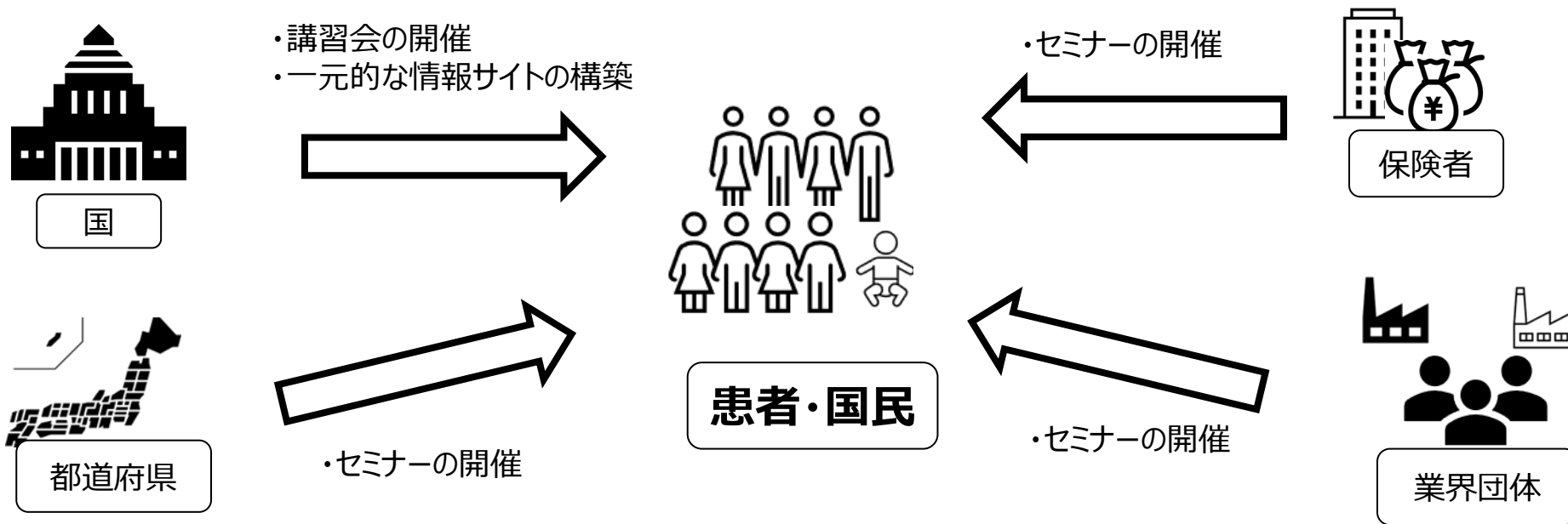
- バイオ後続品の使用促進の課題として「患者の認知度の低さ」が挙げられています
- 患者に対するアンケート調査では後発医薬品の認知度は93.6%ですが、バイオ後続品の認知度は16.6%であることが示されていました



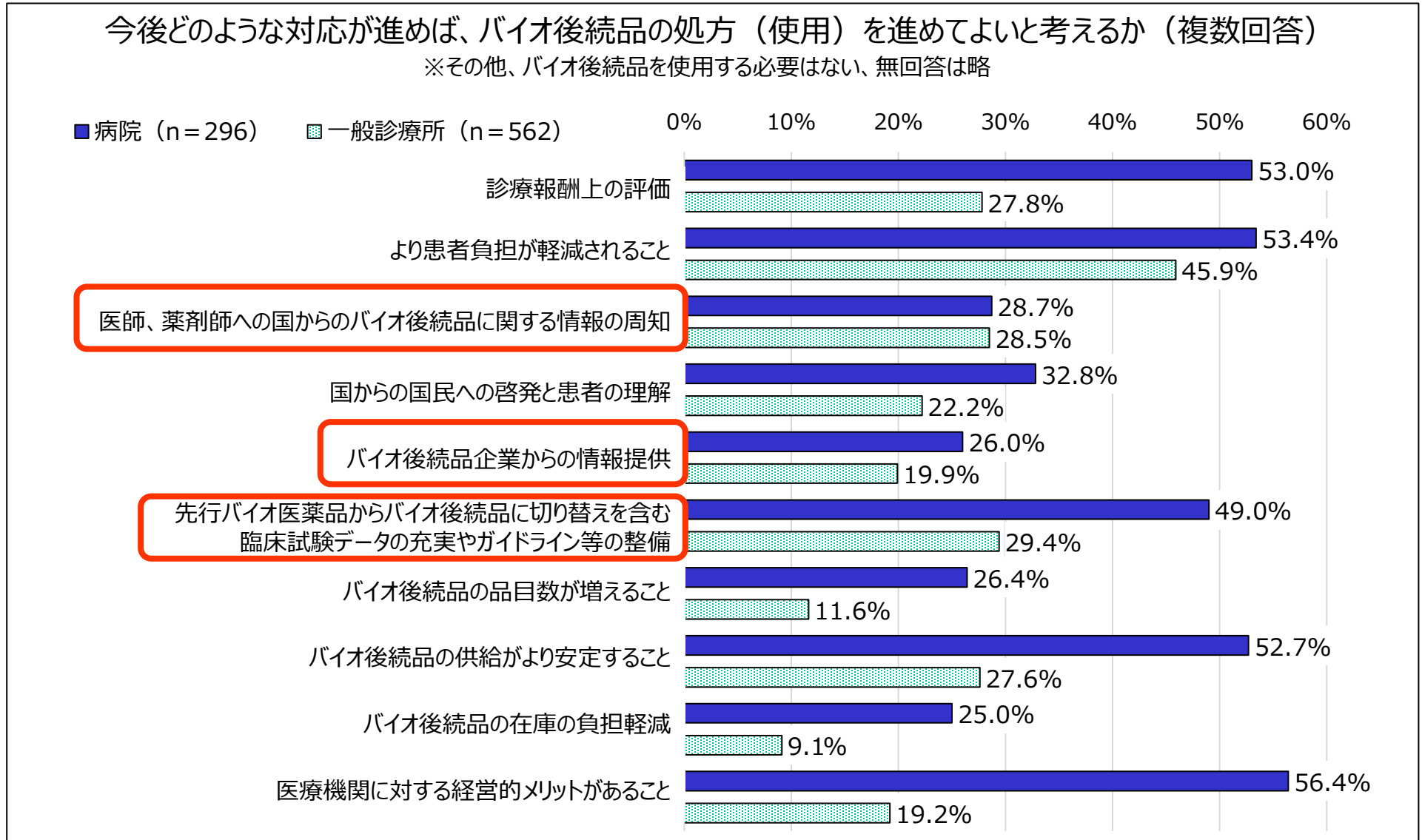
（参考）2023年11月10日「令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和5年度調査）の報告案について」をもとに日医工（株）が作成

○患者のバイオ後続品についての認知度向上のために、国、都道府県、保険者、業界団体がそれぞれ、患者・国民に向けてセミナーなどを通じた普及啓発活動が行われます

【患者への普及啓発活動】



○医療従事者からは、国や企業からの情報提供とガイドライン等の整備などが要望されています

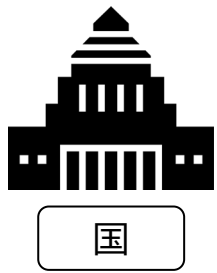


(参考) 2023年11月10日「令和4年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和5年度調査)の報告案について」をもとに日医工(株)が作成

本資料は、2024年9月30日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

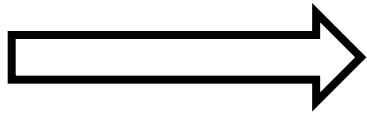
○医療従事者に対して、国は啓発資材の作成や先進事例の共有などを行い、業界団体は有効性・安全性に関する情報提供などを行います

【医療従事者への普及啓発活動】



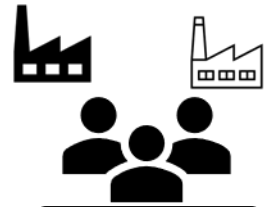
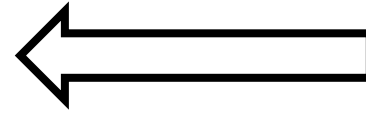
国

- ・啓発資材の作成
- ・講習会の開催
- ・有効性・安全性の情報提供
- ・先進事例の収集・共有

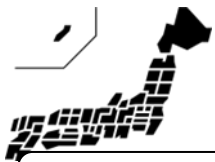


医療従事者

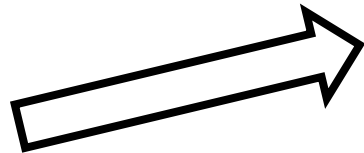
- ・セミナーの開催
- ・有効性・安全性に関する情報提供



業界団体



都道府県



- ・セミナーの開催

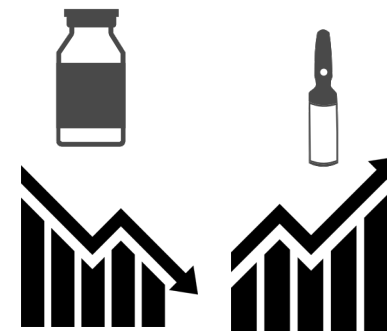
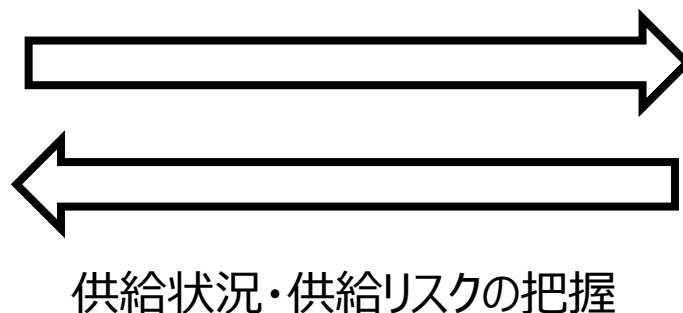
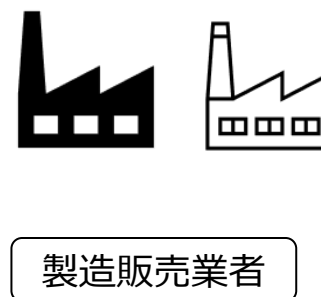
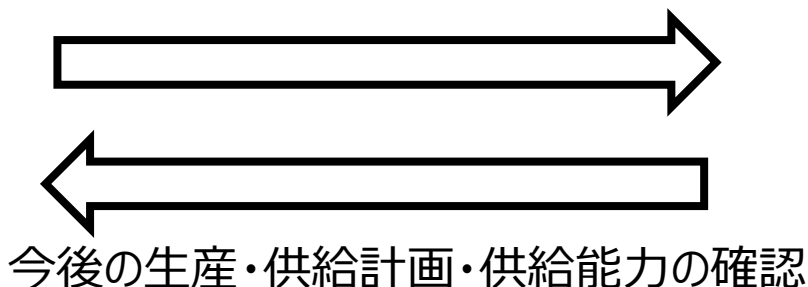
- 安定供給体制の確保として、国は製造販売業者に供給能力の確認などの確認を行いながら供給状況やリスクを把握します

課題

海外で製造された原薬や製剤の輸入が多く、海外の状況によって国内での供給が左右される

国の取組

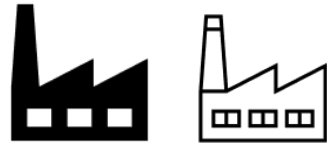
今後の生産・供給計画・供給能力の確認
供給状況・供給リスクの把握



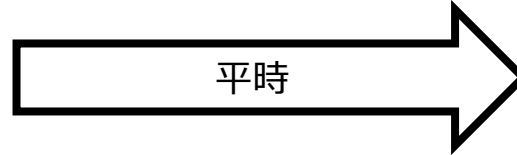
- 企業は安定供給体制確保のために、国内での減薬等の確保や、供給不安の恐れがある場合の報告、供給不安発生時の迅速な情報提供を行います

企業の取組

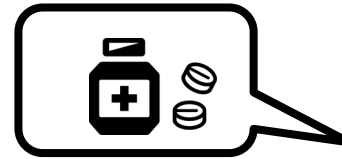
**国内での一定程度の原薬又は製剤の在庫を確保
供給不安報告、供給不安時の迅速かつ適切な情報提供**



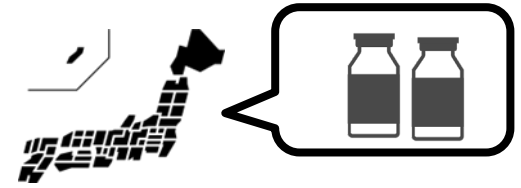
製造販売業者



平時



国内での一定程度の原薬又は製剤の在庫を確保



供給不安の恐れがある場合



国

供給不安報告



供給不安発生時等



医療関係者

情報提供

使用促進に向けた制度上の対応

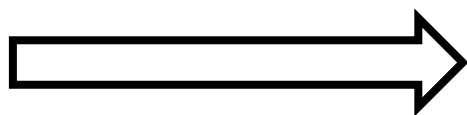
○使用促進に向けた制度上の対応として、国は薬価算定ルールや診療報酬などでの評価を検討し、都道府県は医療費適正化計画で目標や取組を設定します

国の取組

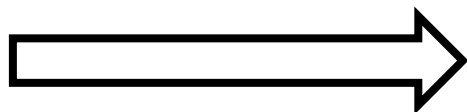
薬価算定ルール、診療報酬、医療費適正化計画への助言等



国



- ・薬価算定ルールの検討・対応
- ・診療報酬の検討・対応



- ・医療費適正化計画への助言等



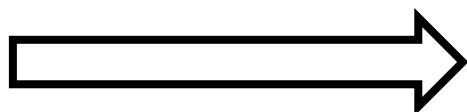
都道府県

都道府県の取組

医療費適正化計画で目標や取組を設定



都道府県



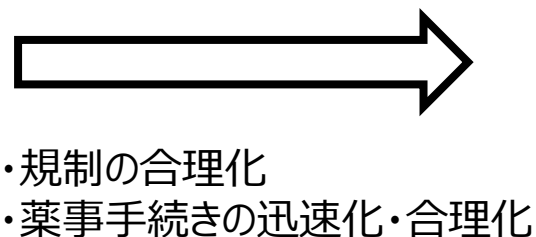
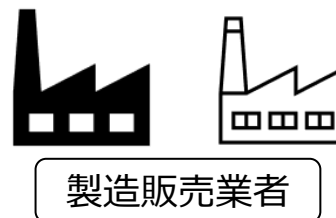
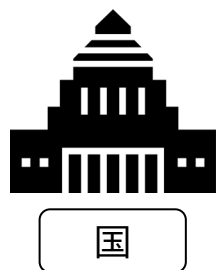
○国内でのバイオ医薬品産業の育成・振興のために、国は研修の実施や規制の合理化、薬事手続きの迅速化などにより、産業育成を後押しします

課題

製造技術の確立、人材育成、製造拠点の整備 等

国の取組

研修の実施、規制の合理化、薬事手続きの迅速化・合理化



「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」まとめ

- 名称に「安定供給の確保」「適切に使用」が追加されたこと
- 後発医薬品の新たな目標として、金額シェアの目標が設定され、バイオ後続品の目標も設定されたこと
- 後発医薬品については安定供給や品質確保についての取組が数多く挙げられており、既に「供給不安報告」などの運用が開始されていること
- バイオ後続品については、「普及啓発活動」や「安定供給」、「産業育成」についての取組が実施される予定であること



薬剤師の皆様に見て頂きたい

Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC／PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>